令和７年度 福井・坂井地域医療構想調整会議 福井分科会 臨時会	資料１
令和７年５月１４日（水）１３時～	

病床削減を行う医療機関による
（独）福祉医療機構の優遇融資の活用について

物価高騰の影響を受けた医療施設等に対する優遇融資の拡充への本県対応

- （独）福祉医療機構が行う物価高騰の影響を受けた医療施設等に対する優遇融資について、無利子かつ無担保等の優遇措置が拡充（参考：5ページ）

- 据置期間5年以内、当初5年間無利子の医療貸付について、下記①、②に該当する病院・有床診療所が対象
  ①病床数適正化支援事業について事業計画（活用意向調査）を提出
  ②地域医療構想調整会議において合意を得て、地域のニーズを踏まえた再編・減床等を行うもの（令和6年度以降の地域医療構想調整会議で合意を得ているものに限る）

- ②について、病床削減や再編の取組みを行う医療機関が優遇融資を積極的に活用できるよう対応

- 4月28日～5月9日　県内病院、有床診療所へ福祉医療機構の通知を周知し、活用意向を確認

＜活用意向で回答を求めた内容＞
1．許可病床数　　2．機能別病床数　　3．病床稼働率（H30～R6）　　4．平均在院日数（H30～R6）
5．減少する病床（病棟名、病床機能、診療報酬（入院料）、減少病床数、減少予定時期）
6．病床を減少する理由
（直近の医療需要や病床稼働率、平均在院日数などを基に記載）
7．病床の減少後に担う主な医療の内容
（第８次福井県医療計画に記載の５疾病・６事業・在宅医療）※該当する項目のみ
8．今後、地域医療において担う役割
（地域から受入れる患者像、医療機関との連携の取組み、今後強化する役割など）

- 福井循環器病院から早期に優遇融資を活用する意向が示されたため、臨時会を開催し、病床削減について協議
- 次ページ以降に活用意向で回答があった内容と県の考え方を示しますので、御意見をいただきたい。

福井循環器病院の病床削減 ①

福井循環器病院から活用意向で回答があった内容　１～８

１．許可病床数

区分	一般	療養	精神	結核	感染症	合計
現　状	165 床					165 床
減少後	161 床					161 床

２．機能別病床数（地域医療構想対象の一般病床・療養病床）

区分	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休床	合計
現　状	60 床	104 床			1 床	165 床
減少後	60 床	100 床			1 床	161 床

３．病床稼働率（許可病床ベース）、　４．平均在院日数

区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
病床稼働率	73.4 %	70.2 %	56.7 %	58.4 %	55.2 %	59.5 %	61.9 %
平均在院日数	14.3 日	13.9 日	13.2 日	13.7 日	12.8 日	13.6 日	14.1 日

５．減少する病床

病棟名	病床機能	診療報酬（入院料）	減少病床数	減少予定時期
５階病棟	急性期	急性期一般２	4 床	令和8年3月31日

福井循環器病院の病床削減 ②

６．病床を減少する理由

- 人口減少・少子高齢化が進む中、ここ数年は病床稼働率、入院患者数が減少傾向にある。
- こういった傾向を踏まえ、当院は高度循環器専門病院として、良質かつ適切な医療をさらに効率的に提供する体制を推し進めていく一環として、病床を減少する。

７．病床の減少後に担う主な医療の内容（第８次福井県医療計画に記載の５疾病・６事業・在宅医療）

項目	主な医療の内容
心血管疾患	最先端の医療技術を用いた手術を推進していく。さらに、急性期・重症患者に対してICU（集中治療室）での治療・管理を行うとともに、リハビリを含めた在宅復帰に向けた継続的治療を行っていく。
小児医療	心血管疾患における県内でも唯一の小児手術の実施施設として、ICUを含めた周術期管理を実施するとともに、患者の状態に合わせた最適なケアを提供し、手術後の回復を促進していく。
救急医療	時間外、休日、夜間の救急患者および救急車の受入について、さらに充実した救急医療を提供し、特に心血管疾患の重症な救急患者に対して当院が「最後の砦」として高度急性期医療を担っていく。
新興感染症	感染症のまん延状況を見極めつつ、県からの要請があった際には入院治療等の対応を行う。

福井循環器病院の病床削減 ③

８．今後、地域医療において担う役割

- 当院は先天性・後天性の心臓病、高血圧、動脈硬化、心不全等の循環器疾患を主たる対象として治療等を行う専門病院であり、県内最多の心臓手術件数に対応し、さらに県内唯一の小児心臓手術の実施施設である。
- 急性期心筋梗塞、大動脈解離等の一刻も早く治療を行わなければならない救急医療に関して、いついかなる時も、迅速かつ適切に対応することで、地域医療の重要な役割を担っている。
- 高度循環器専門病院として最先端医療の提供を行っていく。高度な専門治療の提供と専門性の高い医療スタッフの連携（チーム医療）を推進させ、患者中心の医療の提供を行い、地域医療に貢献していく。
- 今後とも、地域医療支援病院として福井県の地域医療を支えていくため、地域医療連携クリティカルパスや、地域医療連携システム「ふくいメディカルネット」等の活用をさらに推進し、地域の医療機関との連携を強化していく。

回答に対する県の考え方

- 福井・坂井構想区域においては、高度急性期、急性期、慢性期の過剰が見込まれている。
- 福井循環器病院の直近の病床稼働率は国が想定する急性期の病床稼働率78%を下回ること、入院患者数が減少傾向にあることから、医療需要の動向を踏まえた病床の減少であり、地域医療構想の趣旨に沿ったものと考える。
- 福井循環器病院は病床の減少後も、引き続き心血管疾患における急性期医療を担うこと、地域医療支援病院としてかかりつけ医等との連携を強化することが確認できるため、本県の心血管疾患の医療提供体制は維持できると考える。

（参考：6、7ページ本県の心血管疾患の医療提供体制 等）

（参考）（独）福祉医療機構からのお知らせ、優遇融資を受けるための証明願

（別紙）

令和7年度

独立行政法人福祉医療機構

福祉医療貸付部

物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金のお知らせ

当機構では、物価高騰の影響を受けた福祉医療施設・事業を支援するため、経営資金および長期運転資金のご融資を実施しております。

≪対象となる施設・事業≫
① 前年同月などと比較して、物価高騰による費用の増加等のため収支差額の減少や経常赤字の状況にある施設・事業
② ①に加え、職員の処遇改善に資する加算等を算定し、職員の処遇改善の取り組みを行っており、経営改善計画書をご提出いただいた施設・事業
（医療貸付のみ）
③ ①②に加え、病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出を行った施設または地域医療構想調整会議において合意を得て、地域のニーズを踏まえた再編・減床を行う施設・事業

融資条件	福祉貸付	医療貸付
対象施設・事業	社会福祉施設等	病院、介護老人保健施設、介護医療院、診療所、助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業
償還期間	10年以内	
据置期間	①1年6月以内 ②2年以内	①1年6月以内 ②2年以内 ③5年以内
貸付利率	1.50%※1	
	直近の事業収益の2月分を上限に ②当初2年間無利子	直近の事業収益（医業収益）の2月分を上限に ②当初2年間無利子 ③当初5年間無利子
無担保貸付限度額	①500万円	①500万円
	②次のうち、いずれか高い額 ・500万円 ・直近の事業収益の2月分	②③次のうち、いずれか高い額 ・500万円 ・直近の事業収益（医業収益）の2月分
貸付金の限度額※2	（①に該当する場合） 物価高騰の影響を受けた月と前年同月等と比較した際の費用増加額の24倍	• 病院：7.2億円 • 介護老人保健施設および介護医療院：1億円 • その他の施設、事業：4,000万円 （①に該当する場合は上記限度額もしくは、以下のうちいずれか低い金額） • 物価高騰の影響を受けた月と前年同月等と比較した際の費用増加額の24倍
保証人※3	連帯金利に一定の利率を上乗せる「保証人不要制度」もしくは「個人保証」のいずれかを選択可能	

※1 利率は令和7年4月1日現在のものです。また、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。
福祉貸付利率表（PDF）もしくは医療貸付利率表（PDF）の「物価高騰対応資金」の利率が適用されますが、貸付条件に応じて変動する場合があります。
※2 無担保貸付限度額を超える分は担保評価額×80%までとなります。
医療貸付において、診療報酬債権担保等をご利用の場合、担保評価額の100%になります。
※3 債権保全等の観点から、機構から保証人をお願いすることがあります。

▼利率表はこちら

ご融資には所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

お問い合わせ
詳しい条件等については、下記HPをご確認ください。
福祉医療機構ホームページアドレス https://www.wam.go.jp/hp/r6_rising_prices/

参考資料

年　月　日

（都道府県知事）
様

（開設者）
住所

氏名又は名称　㊞

独立行政法人福祉医療機構　病院・有床診療所融資に関する証明願

独立行政法人福祉医療機構より融資を受けるにあたり、下記のとおりであることを証明願います。

記

病院又は有床診療所				管理者	
名称				氏名	
開設地					
証明事項	上記施設が、医療計画に定める地域医療構想の達成を推進するために必要と認められる事由				
	□	①	医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱（令和７年２月12日医政発0212第５号）による病床数適正化支援事業について、事業計画（活用意向調査）の提出をしたもの		
	□	②	地域医療構想調整会議において合意を得て、地域のニーズを踏まえた再編・減床等を行うもの（令和６年度以降の地域医療構想調整会議で合意を得ているものに限る）		
備考					

（注）1.証明願は都道府県知事あて２部提出してください。ただし、都道府県によっては、知事が委任した者（保健所長等）が証明する場合があるので、あらかじめ都道府県医務主管課に問い合わせてください。
2.都道府県において１部を申請書として保管し、都道府県知事による証明がされた証明願（１部）を機構あて提出してください。
3.証明事項のうち、①は病院又は有床診療所から無床診療所に転換するものは対象外です。
4.証明事項のうち、②は令和６年度以降に合意を得たものであれば、病院又は有床診療所から無床診療所等に転換するものも対象となります。

上記のとおり相違ないことを証明する。

（証明日）
年　月　日

（証明者）

（参考）本県の心血管疾患の医療提供体制

「第２次福井県循環器病対策推進計画（第８次福井県医療計画 循環器病対策推進計画編）」p38から抜粋

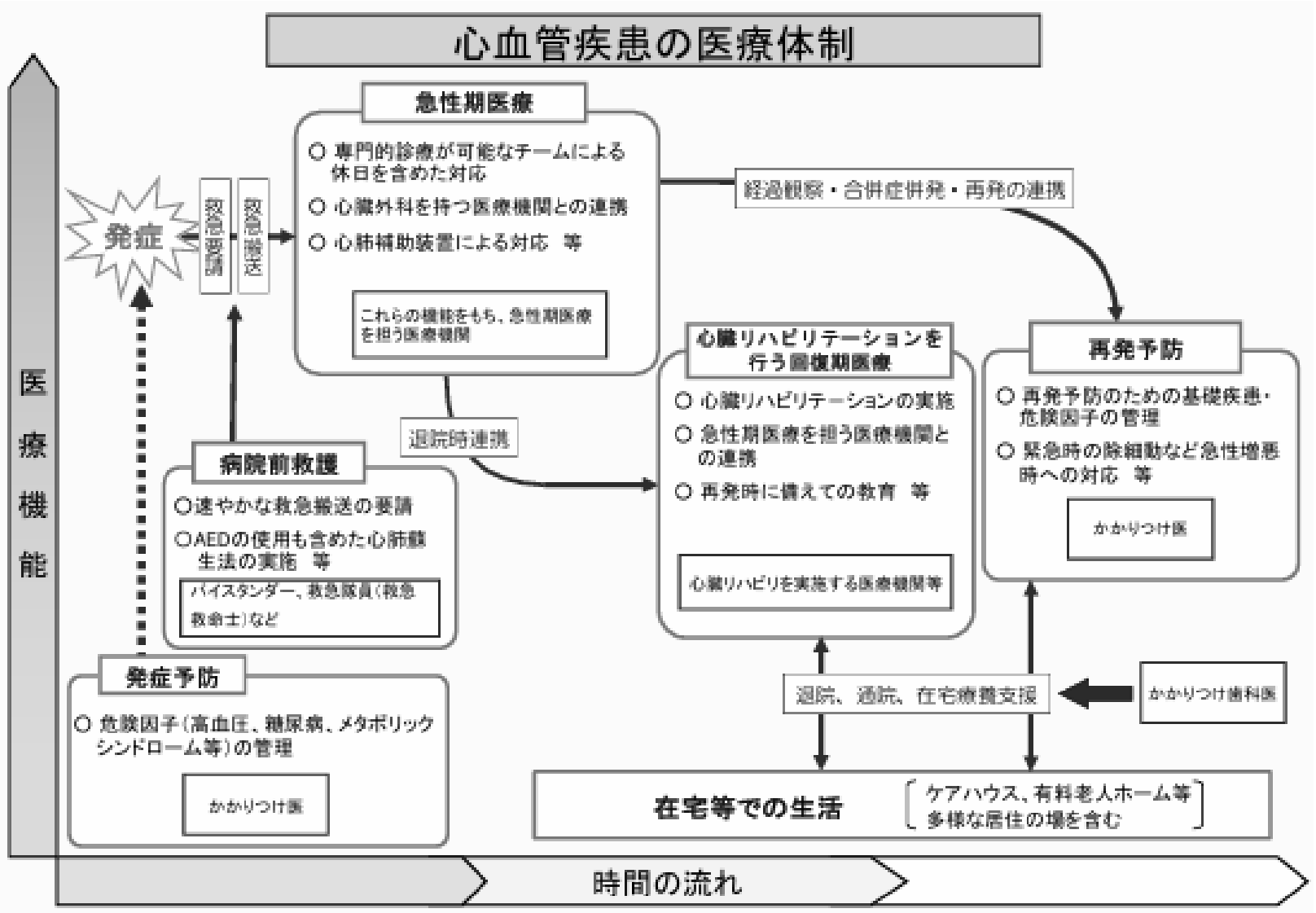

（参考）本県の心血管疾患急性期医療を担う医療機関

「第２次福井県循環器病対策推進計画（第８次福井県医療計画 循環器病対策推進計画編）」p41から抜粋・加工

医療圏	心血管疾患急性期医療を担う医療機関
福井・坂井、奥越	① 福井県立病院 ② 福井赤十字病院 ③ 福井総合病院 ④ 福井循環器病院 ⑤ 福井大学医学部附属病院 ⑥ 福井県済生会病院
丹南	⑦ 中村病院
嶺南	⑧ 市立敦賀病院 ⑨ 杉田玄白記念公立小浜病院

※記載順は病院機能報告における病床・外来管理番号による

※上記の医療機関以外に、24時間体制ではないものの、急性期の医療に対応する医療機関もあることにご留意ください。

急性期医療機関に求められる事項

- 専門的診療が可能なチーム（専門医、看護師、臨床検査技師（血液性化学検査）、臨床工学技士（生命維持装置の操作）、診療放射線技師等）による休日を含めた24時間対応ができること。
- 冠動脈バイパス術等の実施が可能な心臓外科を設置し、または心臓外科がある医療機関への速やかな搬送層を行い、連携が取れること。
- CCU（冠動脈ケアユニット）およびそれに準ずるICU棟の重症病床が整備されていること。
- 心肺補助装置や大動脈内バルーンパンピング等の補助循環装置を整備し、それらを円滑に運用できること。
- 来院後平均90分以内の冠動脈再疎通が可能であること。
- 必要に応じ精神科（またはそれを有する医療機関）と連携が取れること。
- 回復期の医療機関と連携がとれていること。
- 地域連携クリティカルパスの活用に努めること。